

障害児支援施策について

こども家庭庁支援局障害児支援課

No	内容	ページ番号
1	障害児支援施策について	3
2	障害福祉サービス等の最近の動向について	9
3	障害児福祉計画について	26

1. 障害児支援施策について

障害児等の数

○在宅で生活している障害児(18歳未満):約37.8万人(令和4年調査) ※18歳未満人口(令和4年)の2.1%

身体障害のある児: 9.7万人 (平成23年調査: 7.3万人)

知的障害のある児: 28.1万人 (平成23年調査: 15.2万人)

※施設に入所している障害児: 1.37万人(令和4年調査) (平成24年調査: 1.5万人)

※20歳未満で精神障害の患者数: 外来59.5万人、入院0.4万人 (令和2年調査) (平成23年調査: 外来17.6万人、入院0.3万人)

○障害児通所支援の利用者数:約45.7万人(令和4年度)

児童発達支援 : 15.1万人 (平成24年度の3.2倍)

放課後等デイサービス: 30.6万人 (平成24年度の5.7倍)

○特別支援教育を受ける児童生徒数(令和4年度 ※通級は令和2年度)

特別支援学校(幼小中高) : 14.9万人 (平成24年度の1.1倍) ※全児童生徒の0.9%(小中)

特別支援学級(小中) : 35.3万人 (同 2.1倍) ※全児童生徒の3.7%

通級による指導(小中高) : 18.4万人 (同 2.3倍) ※全児童生徒の1.9%(小中)

○通常の学級に在籍する「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合(令和4年調査)

小学校・中学校: 8.8% (平成24年調査: 6.5%)

高等学校 : 2.2%

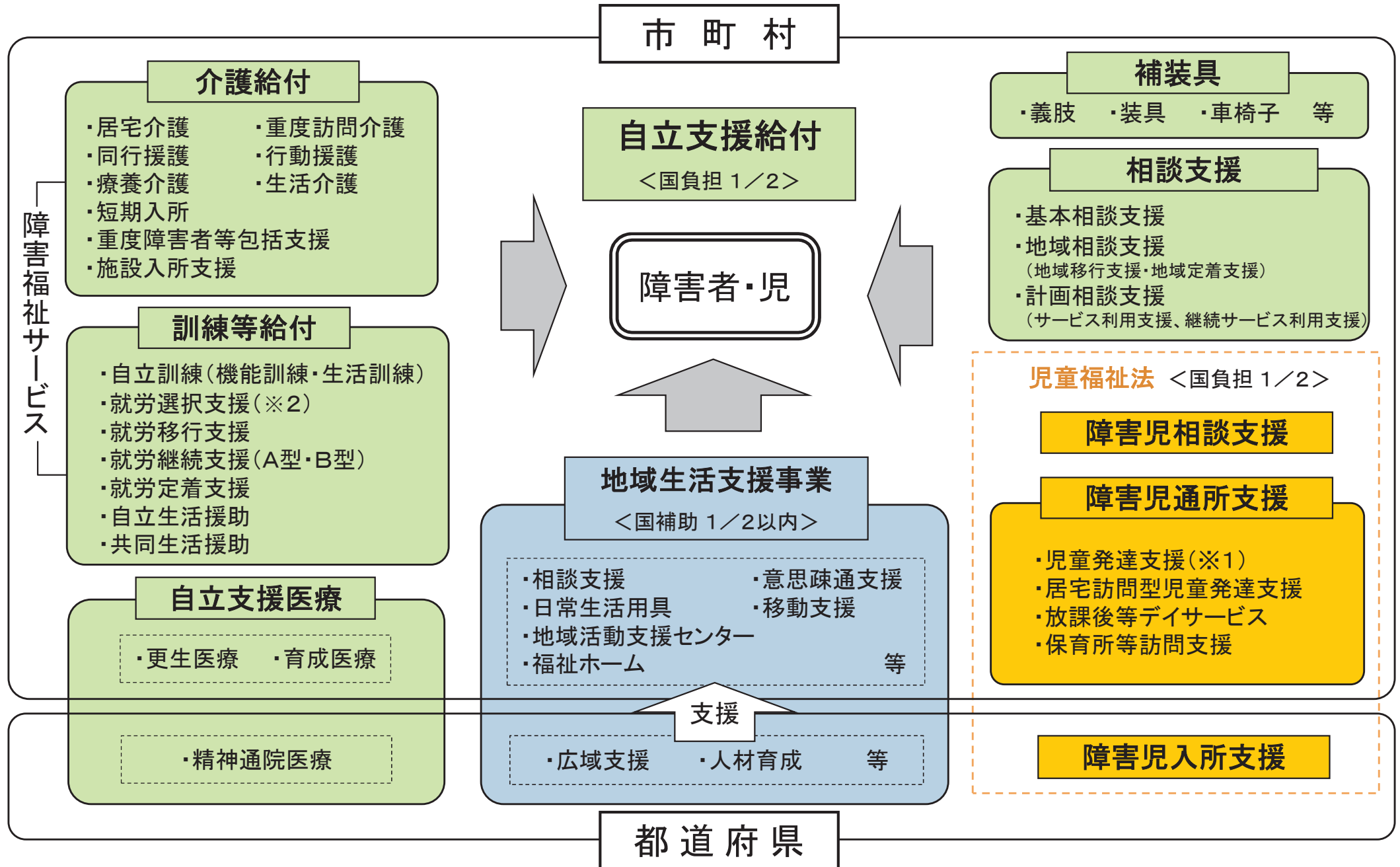
○在宅の医療的ケア児数:約2.03万人(令和4年) (平成24年:約1.4万人)

・厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」「患者調査」「社会福祉施設等調査」

・文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」

・医療的ケア児数: 厚生労働省科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計(各年6月審査分)によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成)

障害者総合支援法・児童福祉法における給付・事業



(※1) 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年6月15日公布)により、令和6年4月より「医療型児童発達支援」を廃止し、児童発達支援に一元化。

(※2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日: 公布後3年以内の政令で定める日)

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
障害児通所系 訪問系 入所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 センター 児	189,149	12,507
		児童発達支援 センター以外 児		
	障害児入所施設	放課後等デイサービス 児	344,147	21,212
		居宅訪問型児童発達支援 児	373	138
		保育所等訪問支援 児	21,577	1,903
		福祉型障害児入所施設 児	1,298	184
		医療型障害児入所施設 児	1,748	199
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児	228,152	10,131
		障害児相談支援 児	80,013	6,452
		地域移行支援 者	658	353
		地域定着支援 者	4,364	551

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「 者 」は「障害者」、「 児 」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 6年 1月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系 介護給付	居宅介護	者 児	205,433	22,270
	重度訪問介護	者	12,905	7,578
	同行援護	者 児	26,105	5,722
	行動援護	者 児	14,823	2,192
	重度障害者等包括支援	者 児	45	11
	短期入所	者 児	55,115	6,091
	療養介護	者	21,126	260
	生活介護	者	302,398	12,755
	施設入所支援	者	123,418	2,551
	居住支援系 訓練等給付	自立生活援助	者	1,220
共同生活援助		者	184,360	13,420
自立訓練（機能訓練）		者	2,263	191
自立訓練（生活訓練）		者	14,665	1,341
就労移行支援		者	36,377	2,927
就労継続支援（A型）		者	89,217	4,591
就労継続支援（B型）		者	348,711	17,136
就労定着支援		者	16,856	1,621

（注） 1.表中の「 者 」は「障害者」、「 児 」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 6 年 1 月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉施策の所管について

- こども家庭庁は、子育て支援施策の中で障害や発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、障害児の福祉の増進や保健の向上（障害児福祉サービス、医療的ケア児への支援等）を担う。
- 厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者に対するサービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を担う。

○こども家庭庁設置法 （所掌事務）

第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

八 第四号から前号までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。

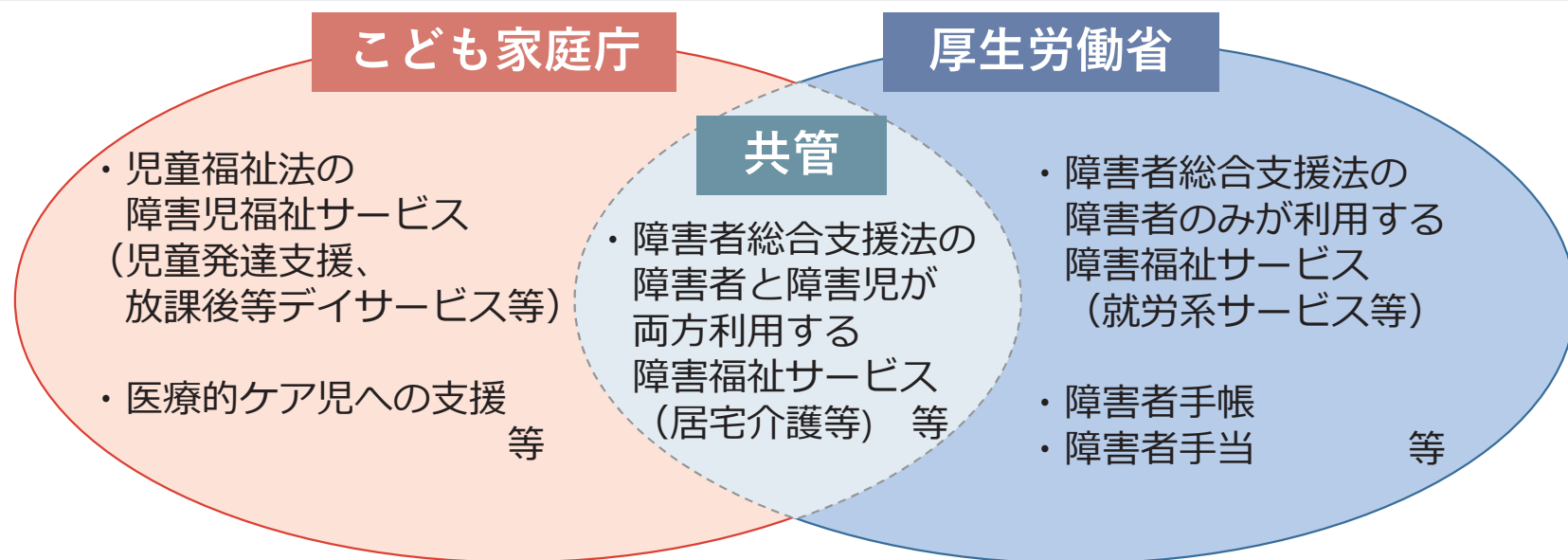
十二 こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものを除く。）。

○厚生労働省設置法（平成11年法律第97号） （所掌事務）

第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

八十七 障害者の福祉の増進に関すること。

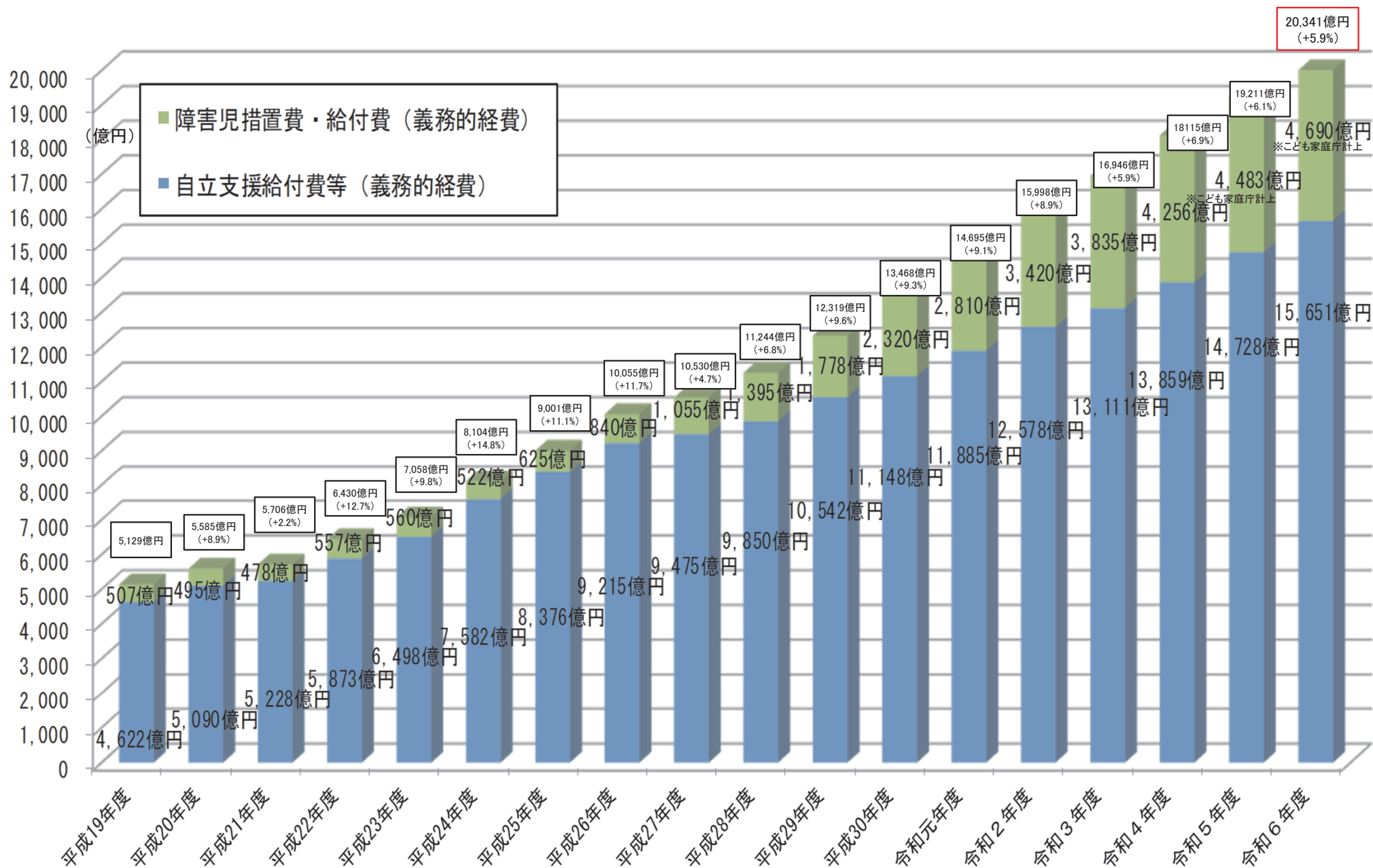
八十八 障害者の保健の向上に関すること。



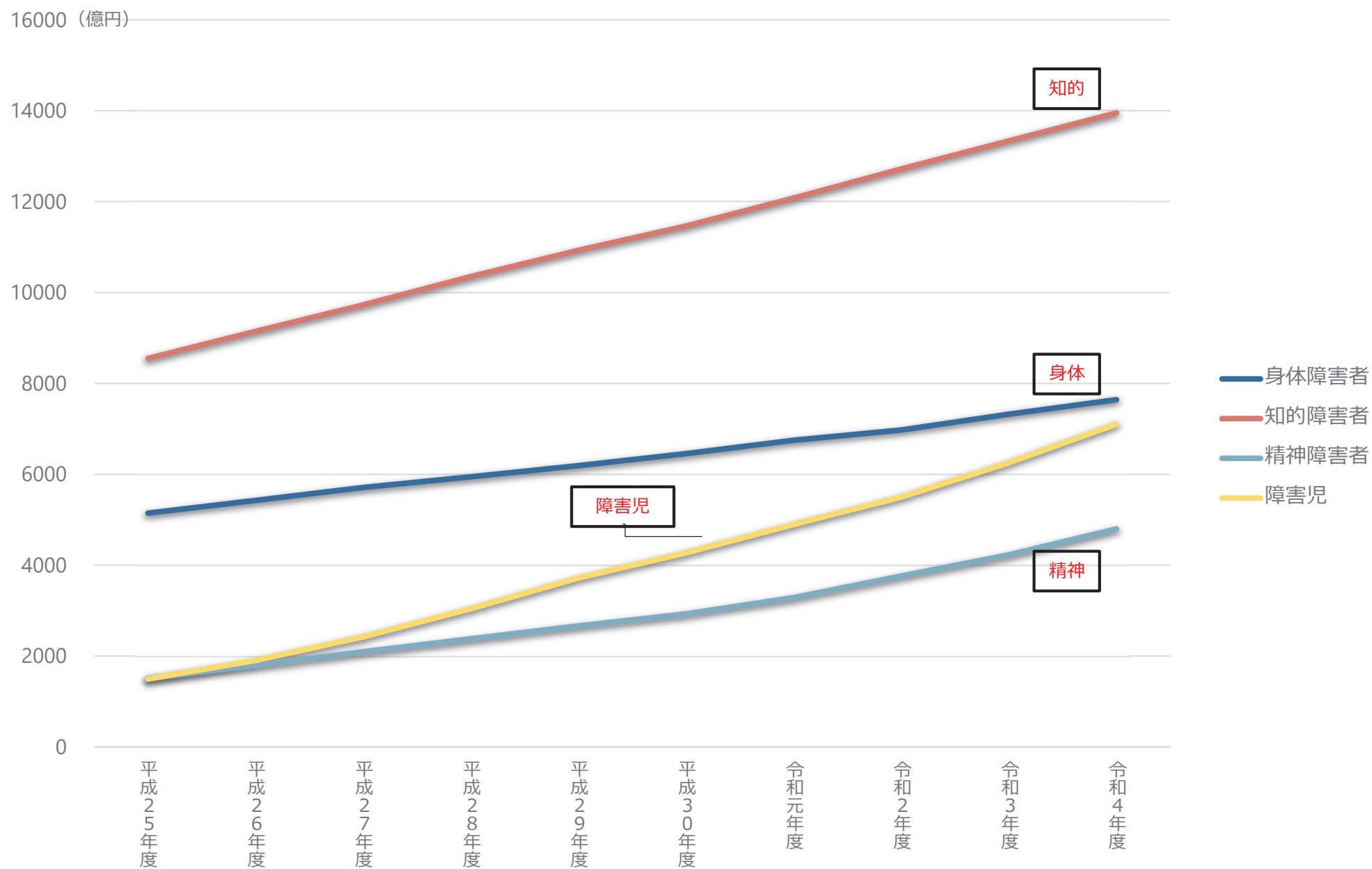
障害福祉サービス等の最近の動向について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
こども家庭庁 支援局 障害児支援課

障害福祉サービス等予算の推移

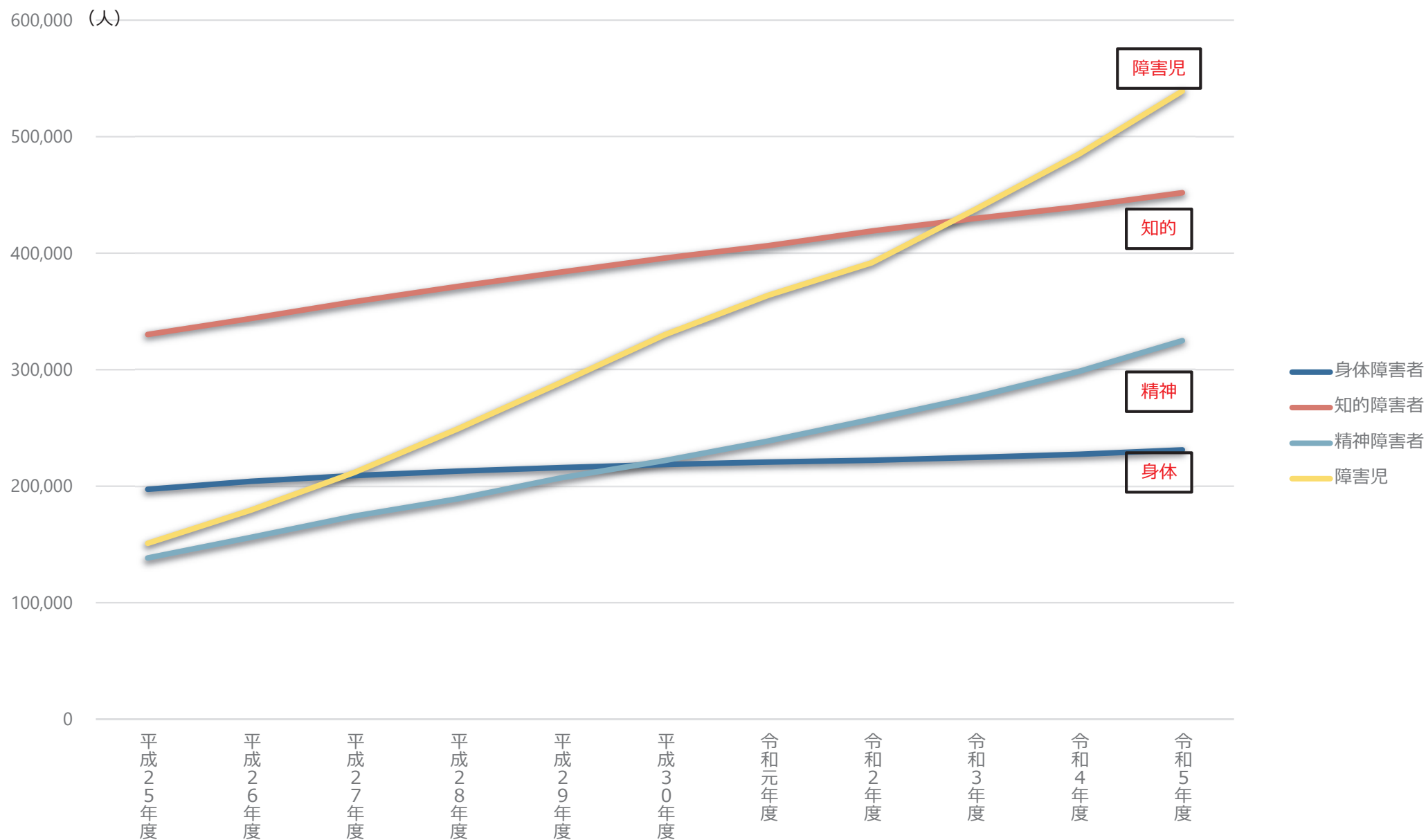


障害福祉サービス等の総費用額の推移



※ 国保連データから作成。

障害福祉サービス等の利用者数の推移



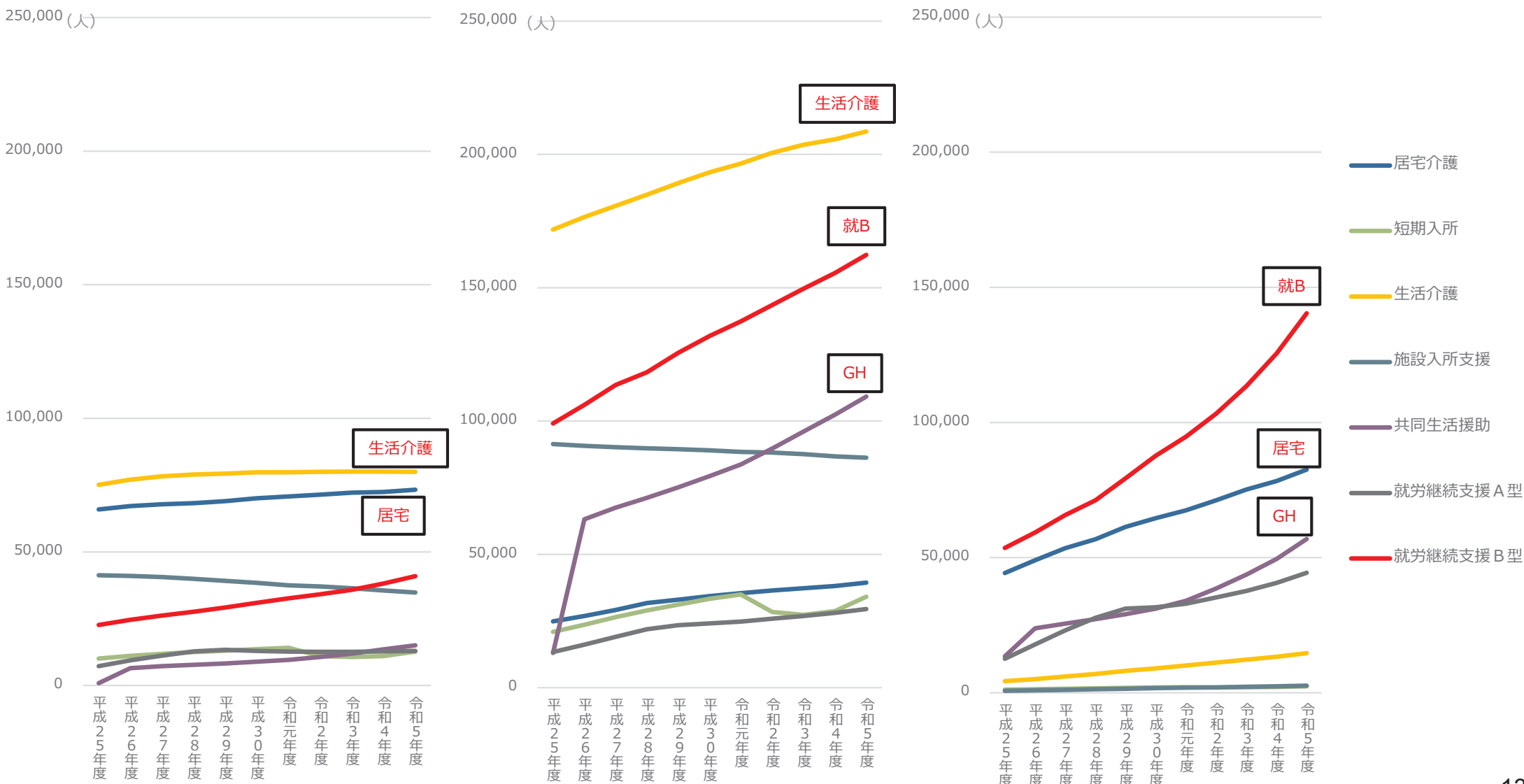
※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。

身体・知的・精神障害者のサービス種類ごとの利用者数の推移

身体障害者

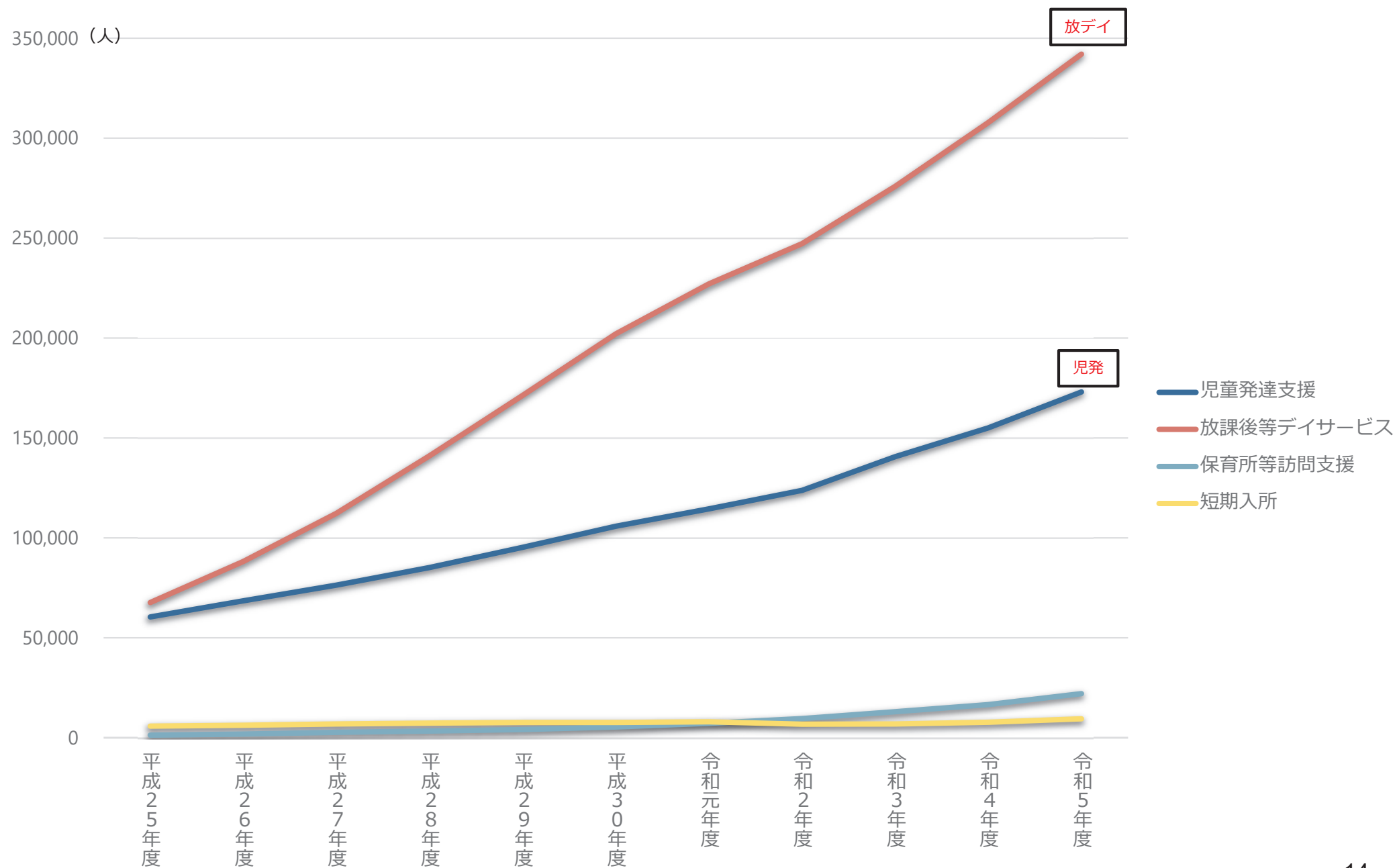
知的障害者

精神障害者



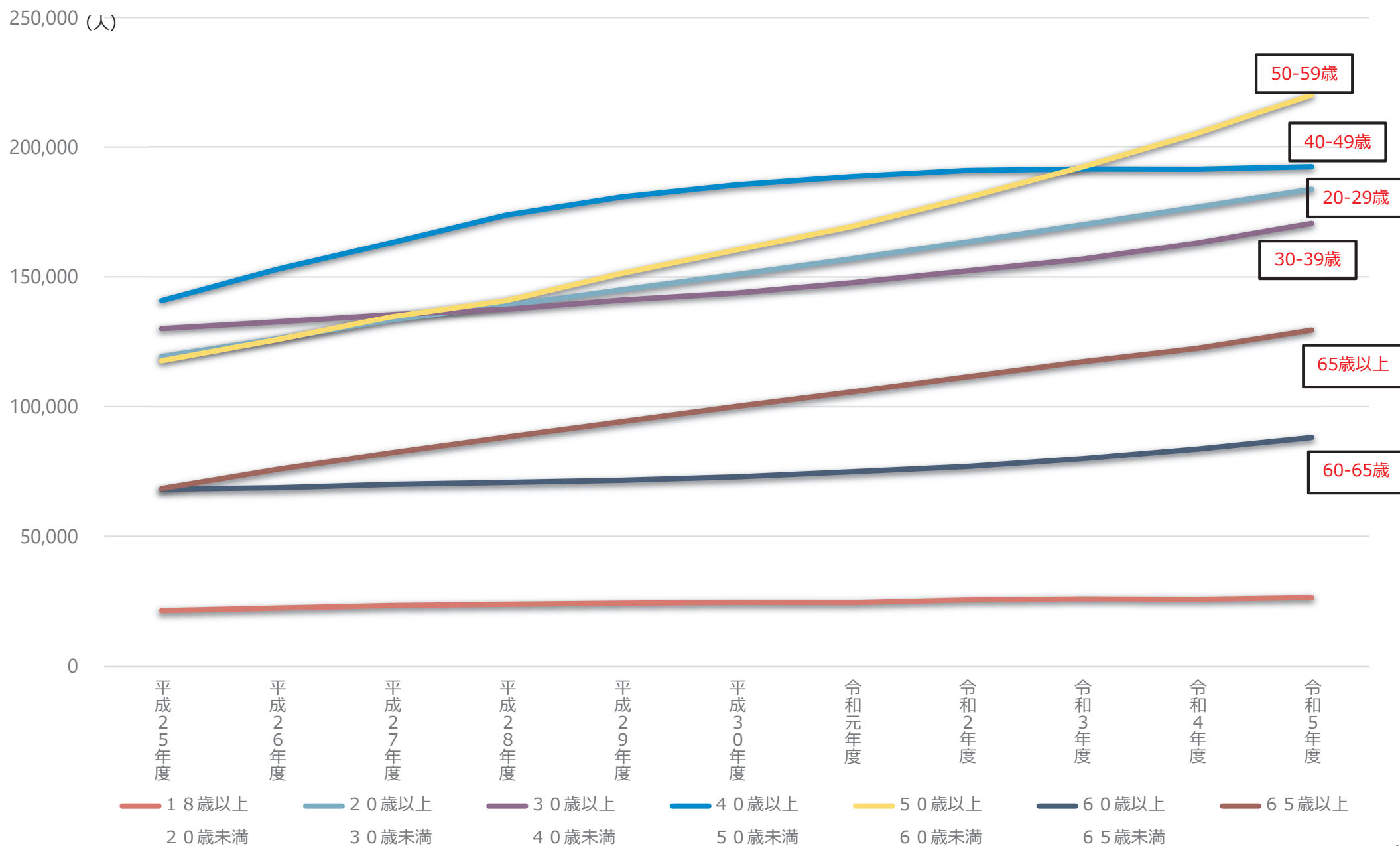
※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。(平成25年度については、共同生活介護の利用者は含まれない。)

障害児のサービス種類ごとの利用者数の推移



※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。

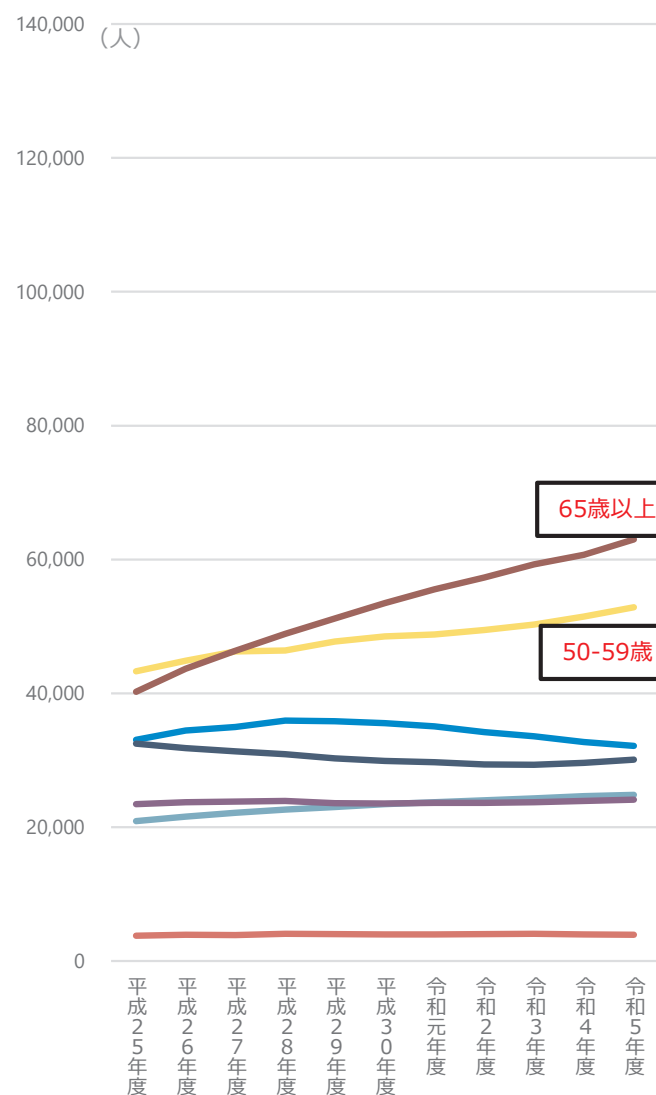
年齢別の障害福祉サービス等の利用者数の推移



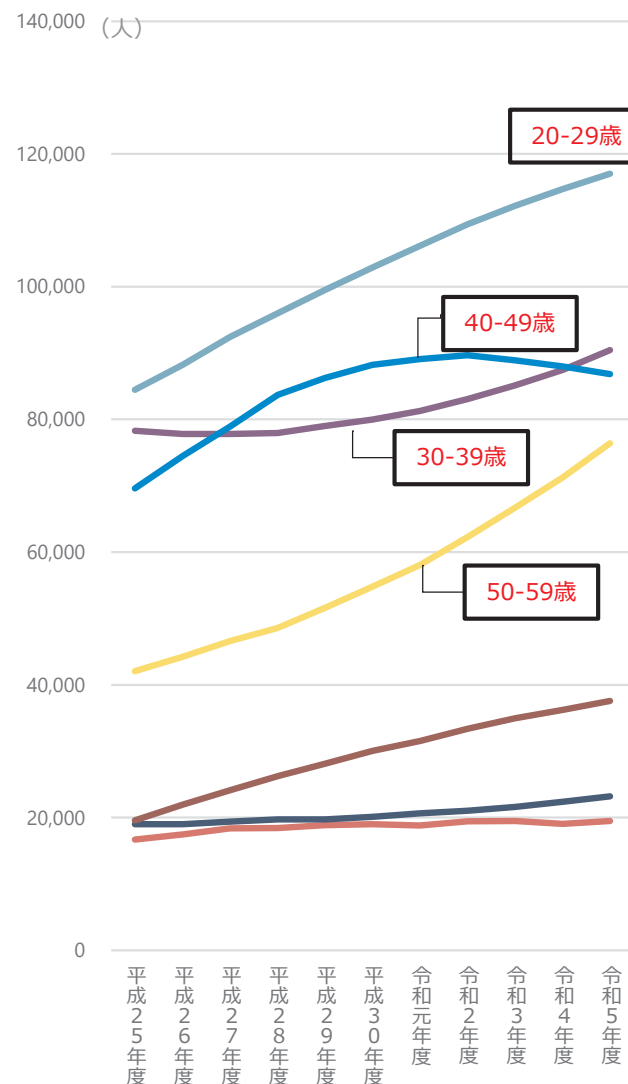
※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数（障害児を除く。）。

身体・知的・精神障害者の年齢別の利用者数の推移

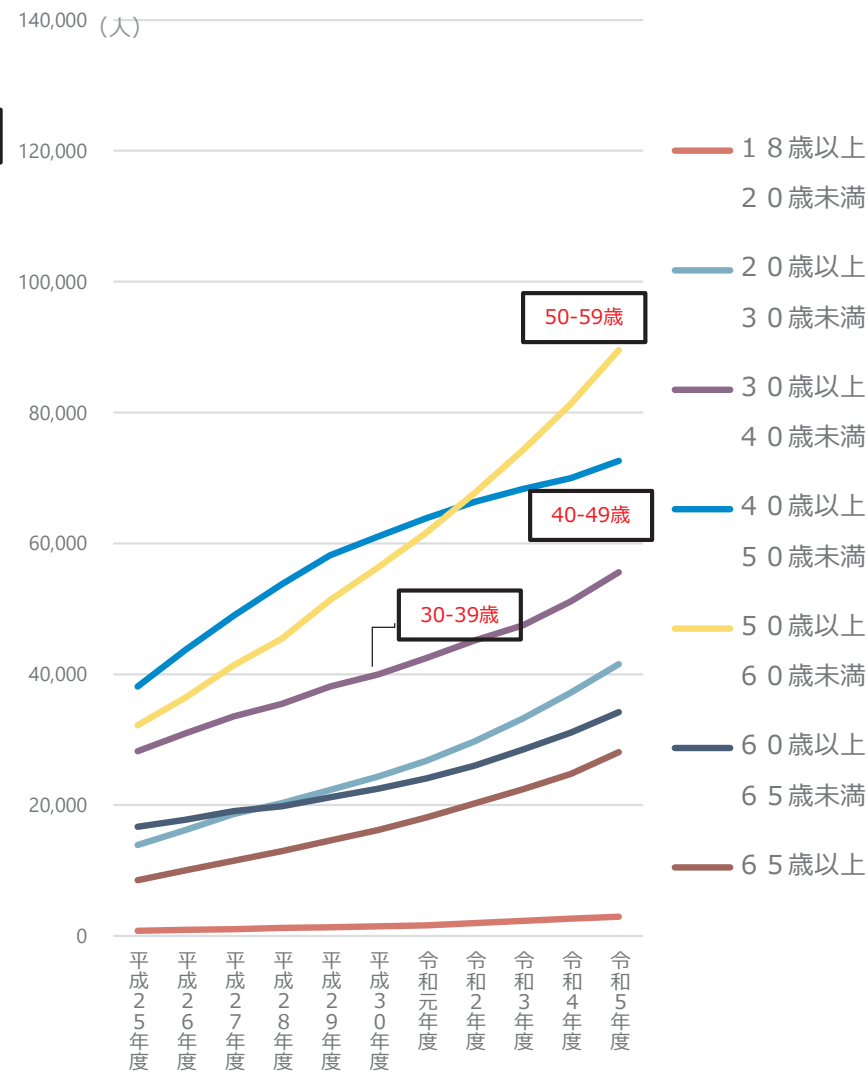
身体障害者



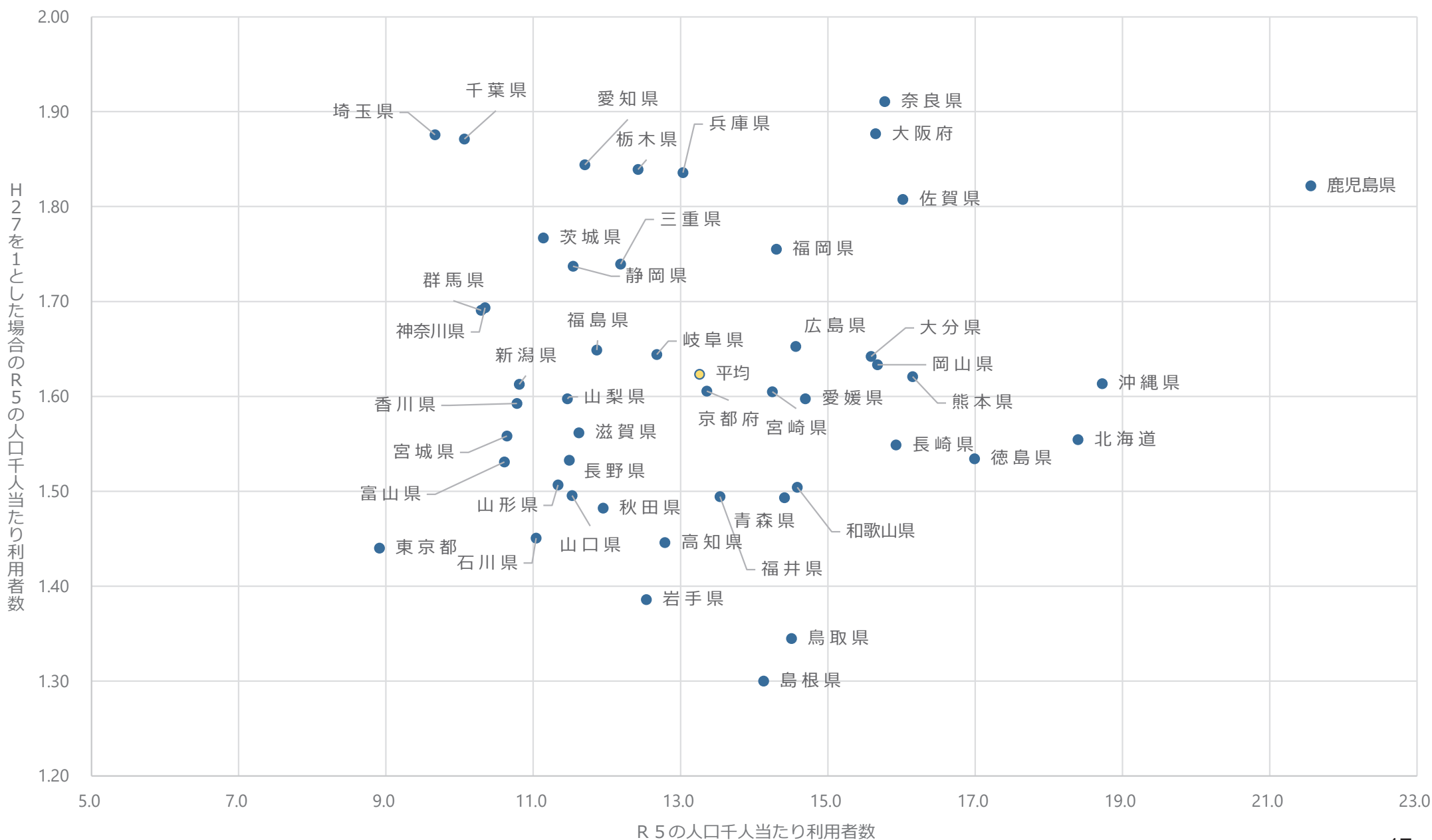
知的障害者



精神障害者

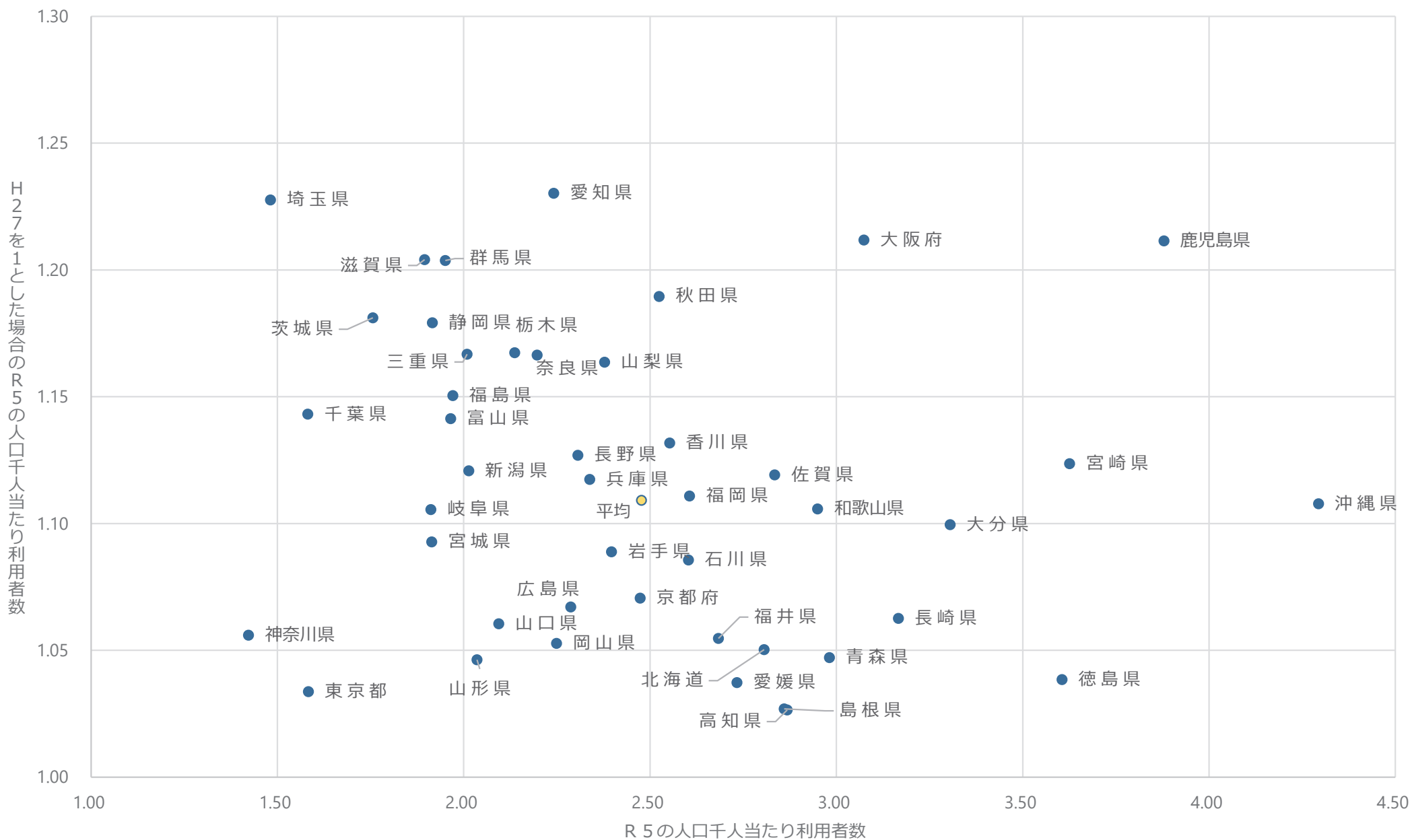


都道府県別の障害福祉サービス等の人口千人当たり利用者数



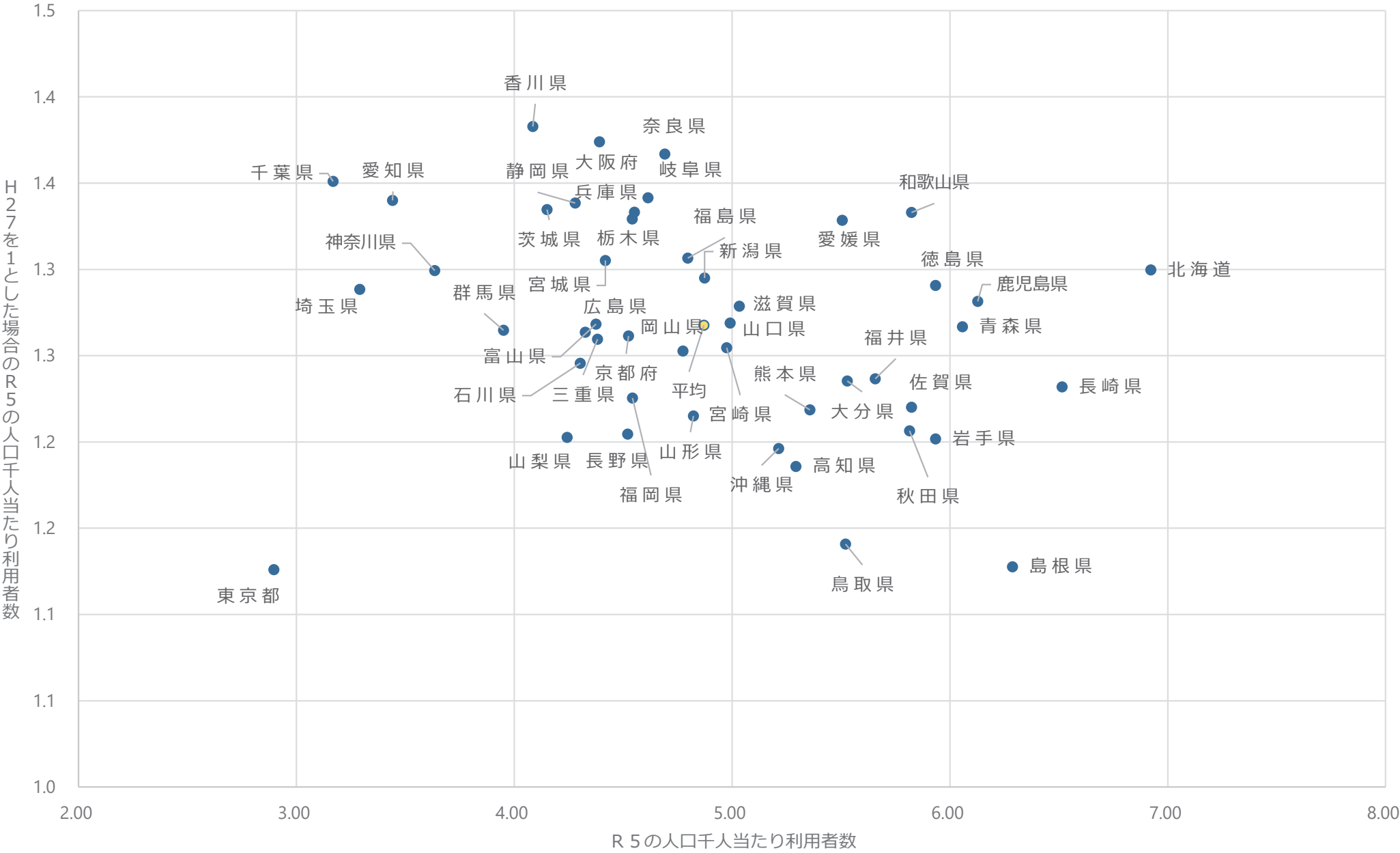
※ 国保連データ及び人口推計（全年齢人口）から作成。令和5年10月の利用者数。

身体障害者の都道府県別の人口千人当たり利用者数



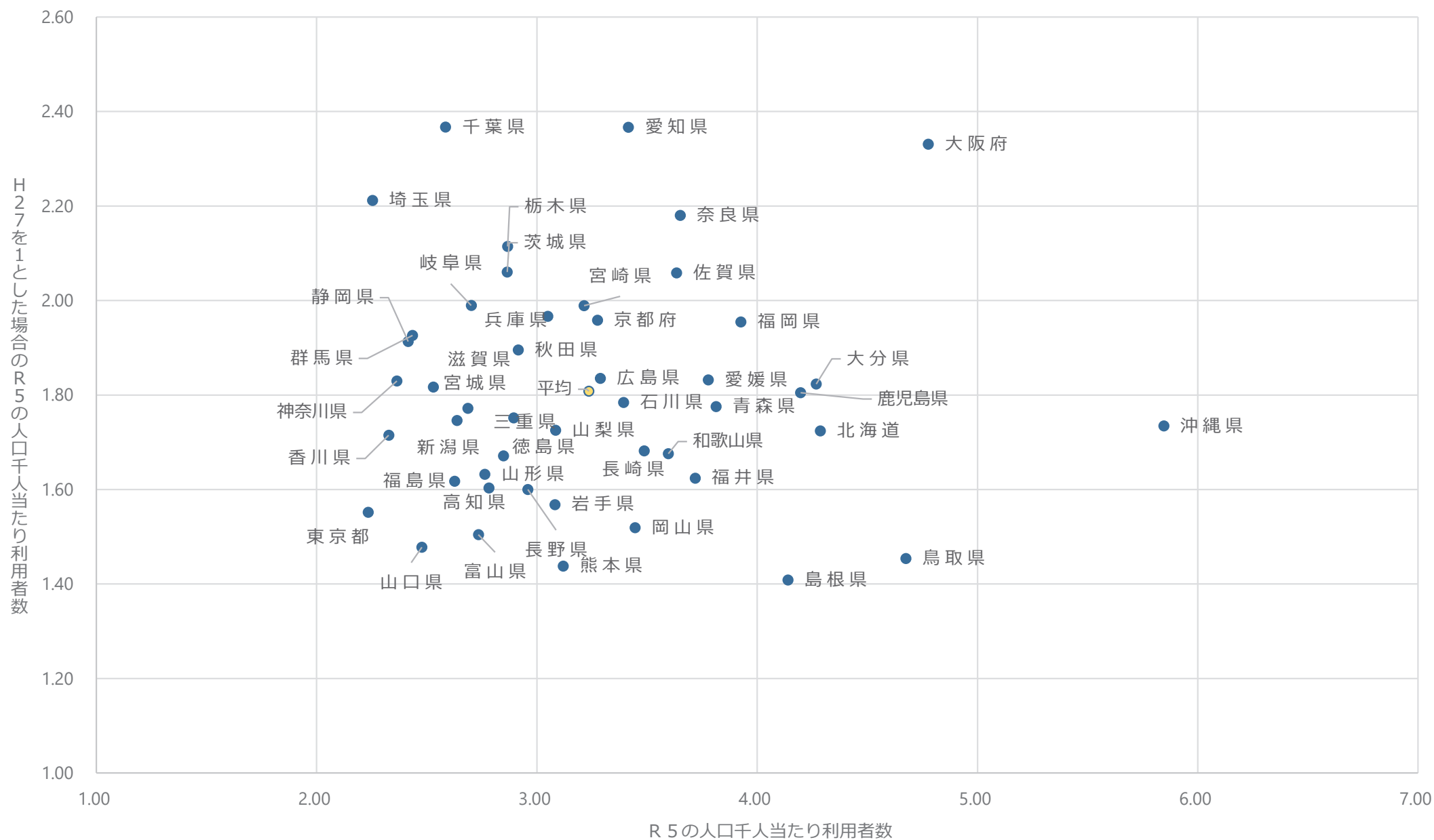
※ 国保連データ及び人口推計（20歳以上）から作成。令和5年10月の利用者数。

知的障害者の都道府県別の人口千人当たり利用者数

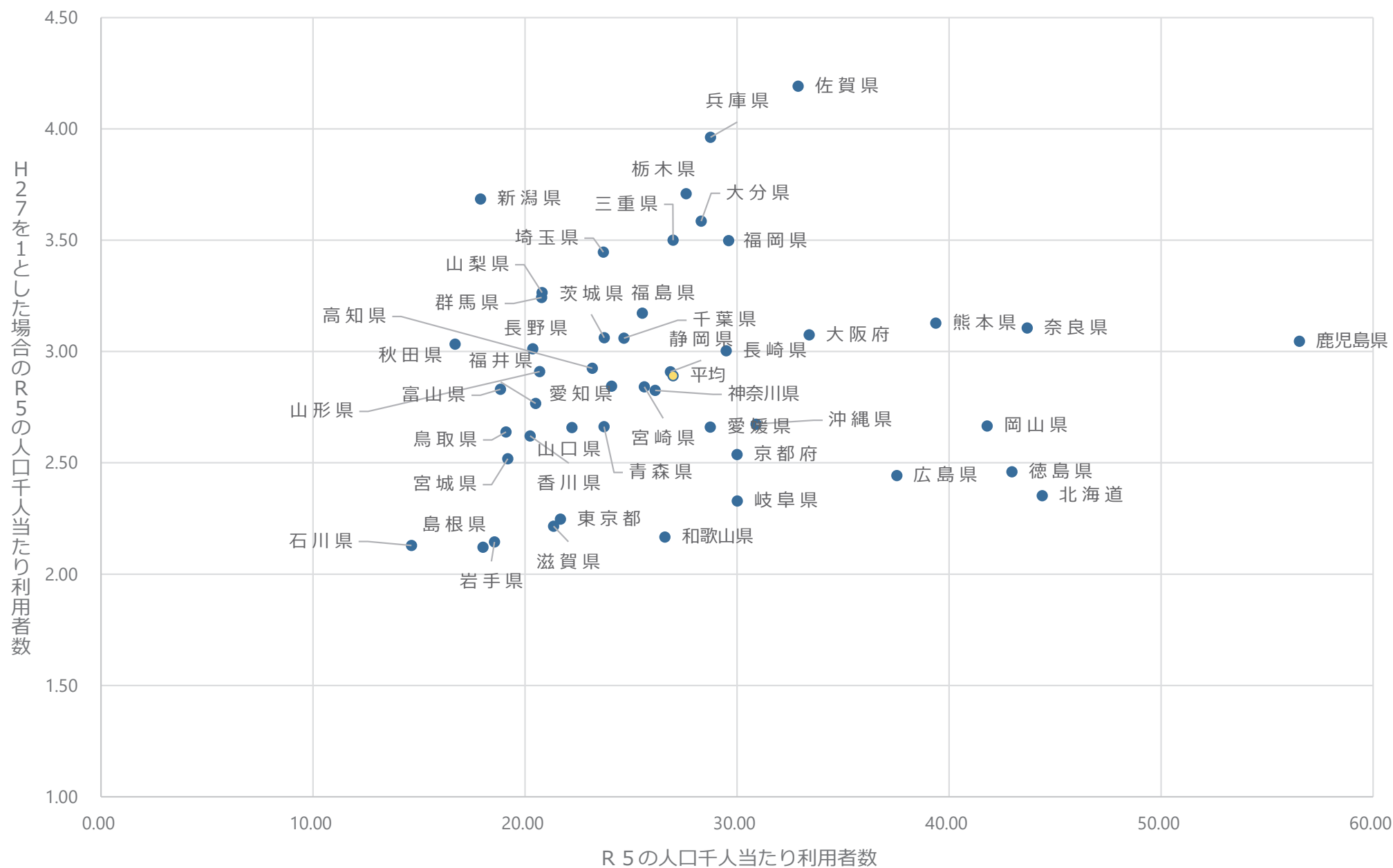


※ 国保連データ及び人口推計（20歳以上）から作成。令和5年10月の利用者数。

精神障害者の都道府県別の人口千人当たり利用者数



障害児の都道府県別の人口千人当たり利用者数



令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：**+1.12%**（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）
- 今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、**障害福祉の現場で働く方々にとって、令和 6 年度に2.5%、令和 7 年度に2.0%のベースアップ**へと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。
- 2 月 6 日に報酬改定案のとりまとめ、パブコメを実施した上で、3 月に報酬告示の改正、関係通知の発出。原則として令和 6 年 4 月 1 日に施行。

- 障害福祉分野の人材確保のため、**介護並びの処遇改善を行う**とともに、**障害者が希望する地域生活の実現**に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、**新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点**から、経営実態を踏まえた**サービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定**を行う。

○ 障害者が希望する地域生活の実現

- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合に、入所定員を減らした場合を評価するための加算を創設
- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実 等

○ 多様なニーズに応える専門性・体制の評価

- ・ 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
- ・ 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケア体制の充実（生活介護・施設・短期入所等）
- ・ 児童発達支援センターの機能強化、児童発達支援・放課後等デイサービスの総合的な支援の推進。支援ニーズの高い児や家族への支援の評価充実、インクルージョンの推進 等

○ 支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価

- ・ 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間に応じた評価の導入。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間での算定を基本とするなど一定の配慮を設ける
- ・ グループホーム、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいても、サービス提供時間に応じた評価を導入
- ・ 就労継続支援A型における生産活動収支や、就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた評価
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通） 等

○ その他

- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）を見直し 等

第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

① 障害者支援施設の在り方について

- 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

② 共同生活援助における支援の質の確保について

- 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。

③ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて

- 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。

④ 障害福祉サービスの地域差の是正について

- 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。

⑤ 計画相談支援及び障害児相談支援について

- 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。

⑥ 質の高い障害児支援の確保について

- 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
- 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧ 処遇改善の実態把握等について

- 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

⑨ 経営実態調査のさらなる分析について

- 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

⑩ 食事提供体制加算等について

- 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑪ 補足給付の在り方について

- 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。
また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

Ⅱ. 今後の取組

2. 医療・介護制度等の改革

<① 来年度（2024年度）に実施する取組>

◆ 診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施

- ・ （略）
- ・ 令和6年度介護報酬改定と障害福祉サービス等報酬改定については、介護や障害福祉の現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービスごとの経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行う。

<② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>

（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上）

◆ 医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化

- ・ 医療法人の経営情報に関するデータベースについて、医療法人の会計年度が原則4月から翌年3月までとされており、2024年3月に決算を迎える医療法人からの報告状況等を踏まえ、必要な対応について検討を行う。
- ・ また、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースについて、2024年4月からの施行に向けて取り組むとともに、職種別の給与総額等について継続的に把握できるような対応について検討を行う。
- ・ 障害福祉サービス等事業者や、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、必要な措置を講じる。

◆ 障害福祉サービスの地域差の是正

- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要な障害福祉サービスが公平かつ適正に提供されるよう、2024年度から創設される、都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを推進するとともに、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行う。また、自治体の給付決定について、相談支援の利用を促進しセルフプランの適正化を図るとともに、国が助言を行うこと等により利用者の状況に応じた適切な給付決定を推進する仕組みを検討する。

（能力に応じた全世代の支え合い）

◆ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現

- ・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

<③ 2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組>

- 科学的知見に基づき、標準的な支援の整理を含め、個人ごとに最適化された、質の高い医療・介護・障害福祉サービスの提供に向けた検討

障害福祉サービス等報酬改定の検証について

令和6年度報酬改定の影響等を把握するとともに、次期報酬改定に向けた基礎資料を得るため、下記の調査を行う。

調査	概要	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
障害福祉サービス等 経営概況・実態調査	障害福祉サービス等施設・ 事業所の経営状況等の調査		（経営概況調査） R 5・6 年度決算にお ける収支差率等を調査	（経営実態調査） R 7 年度決算における 収支差率等を調査
障害福祉サービス等 従事者処遇状況等調 査	障害福祉サービス等従事者 の処遇の状況及び処遇改善 加算の影響等の調査	R 5・6 年度（各年度 9 月分）の従事者の 給与等を調査	引き続き状況を把握（詳細は今後検討）	
		上記調査の他、加算取得状況について国保連データで随時把握		
障害福祉サービス等 報酬改定検証調査 （※ 1）	検討チームにおいて検討が 必要とされた事項や、報酬 改定の効果検証に必要な事 項等についての調査	調査項目を設定の上、 調査を実施	引き続き調査を実施	
障害者総合福祉推進 事業 （※ 2）	障害者施策全般にわたる、 引き続き解決すべき課題や 新たに生じた課題について の実態把握や試行的取組	調査項目を設定の上、 調査を実施	引き続き調査を実施	

（※ 1） R 6 年度改定検証調査概要

下記サービス等についてR 6 年度報酬改定の影響等を調査

- | | |
|----------|-----------------|
| ①生活介護 | ⑤計画相談支援・障害児相談支援 |
| ②就労系サービス | ⑥意思決定支援・権利擁護 |
| ③訪問系サービス | ⑦短期入所 |
| ④共同生活援助 | ⑧障害児通所支援 |

（※ 2） R 6 年度推進事業一次公募課題（主なもの）

- ・ 障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方
- ・ 共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価
- ・ 就労系障害福祉サービスの実態
- ・ 重度障害者等の就労・就学の支援の在り方
- ・ 障害福祉サービス事業者の財務状況の把握
- ・ 障害福祉現場における手続負担の軽減

（注）上記は現時点のスケジュール見込みであり、今後変更があり得る。

3. 障害児福祉計画について

障害福祉計画及び障害児福祉計画と基本指針について

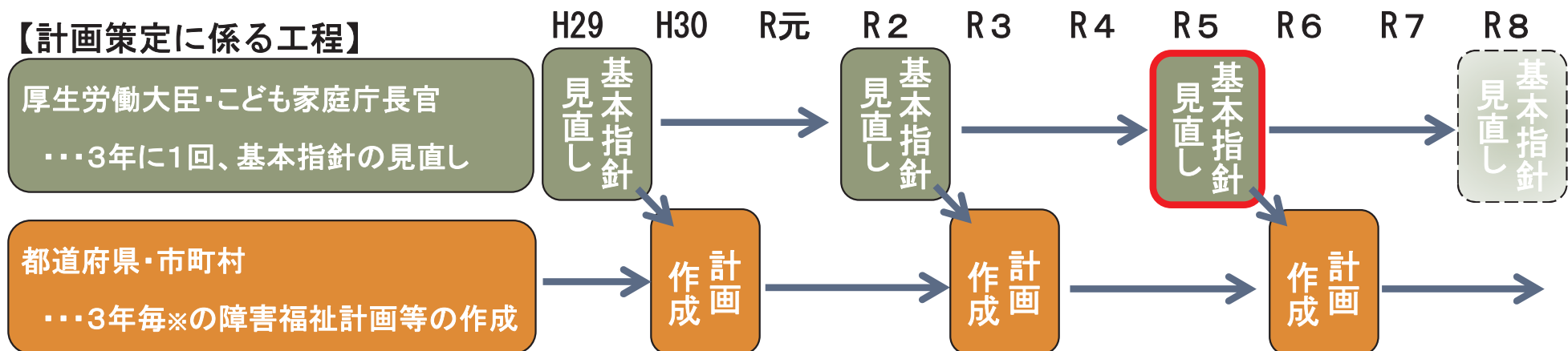
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画(令和6～8年度※)を作成するための基本指針は令和5年5月19日に告示。

【計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(児) 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期間(児) 3年度～5年度	第7期計画期間 第3期計画期間(児) 6年度～8年度※
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度(令和2年度)を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和8年度を目標として、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】



第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR6～8年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・障害者等に対する虐待の防止
- ・障害福祉人材の確保・定着
- ・障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・発達障害者等支援の一層の充実
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ・障害者総合支援法に基づく難病患者等への支援の明確化
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・地域における相談支援体制の充実強化
- ・障害福祉サービスの質の確保
- ・その他(地方分権提案に対する対応)

3. 成果目標(計画期間が終了するR8年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数: R4年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数: R4年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数: 325.3日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ・精神病床の1年以上入院患者数: 13.8万人
(R2年度の17.1万人と比べて3.3万人減)
- ・退院率: 3ヵ月後 68.9%以上、6ヵ月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・市町村地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
- ・強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める(新)

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数: R3年度の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上(新)

④ 福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進(新)
- ・就労定着支援事業の利用者数: 令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合: 2割5分以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築
- ・都道府県による難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定。都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築。
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・都道府県は医療的ケア児支援センターを設置(新)
- ・都道府県及び政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置(新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等(新)

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

- ・都道府県や市町村において、サービスの質向上のための体制を構築